

ひとり親家庭のための 養育費・親子交流に関するセミナー

離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」を可能とする改正案が2026年（令和8年）から施行される予定です。養育費・親子交流についてはもちろんのこと、現段階でお話できる共同親権について少し触れていただけるかも！



離婚により夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合っ取り決めましょう。

ひとり親の方、離婚を考えておられる方などで、「養育費の取り決め方がわからない。」「養育費の額はどのくらいなの？」「公正証書の作成について教えてほしい。」「養育費が途絶えがちとなってきた。」「親子交流をどのようにすればよいか？」など、養育費や親子交流についてご関心のある方は、ぜひお気軽にご参加ください。

保育ルーム
あります。
締切1/15

日 時	令和7年1月25日（土）午前10時～午後12時
場 所	京都テルサ 東館2階 京都府男女共同参画センター らら京都内 ミーティングルーム
対 象	京都府にお住いの、ひとり親の方 / 離婚を考えている方
費 用	無 料
講 師	家庭問題情報センター 大森 芳郎 主任研究員
定 員	20名（要申込・先着順）
保 育	無 料10日前までに御相談ください。（6ヶ月以上のお子様を対象） 裏面の保育ルーム申込書に記入してください。

申 込 先 京都府ひとり親家庭自立支援センター

電話：075-662-3773

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館2階

京都府男女共同参画センター らら京都内

共催：京都府男女共同参画センター らら京都

セミナー受講申込書

西暦 年 月 日

氏名	ふりがな	連絡先	電話 () -
生年月日	年 月 日 (歳)	備考	

※ 記載内容は、本セミナーの目的以外には使用しません。

キッズルーム申込み 有 ・ 無 (原則) 生後6ヶ月以上のお子様を対象です。			
ふりがな	キッズルーム利用	ふりがな	保育ルーム利用
氏名	初 ・ 再	氏名	初 ・ 再
満年齢 (月齢)	性 別	満年齢 (月齢)	性 別
歳 か月	男 ・ 女	歳 か月	男 ・ 女
ふりがな	キッズルーム利用	ふりがな	保育ルーム利用
氏名	初 ・ 再	氏名	初 ・ 再
満年齢 (月齢)	性 別	満年齢 (月齢)	性 別
歳 か月	男 ・ 女	歳 か月	男 ・ 女
保育時に注意を要することがあればお書きください (アレルギーがある・人見知りが多い・・・など)			計 名

注) 受講できなくなった場合は、速やかにご連絡ください。(電話：075-662-3773)